

# 根室市 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

根室市の人口は、1966年（昭和41年）の49,896人をピークに出生数の低下や転出者の増加などにより減少傾向が続き、2010年（平成22年）には3万人を下回り、2018年（平成30年）5月1日現在、26,123人まで減少している。

年齢3区分人口では、少子高齢化の進行から年少人口の減少と、老年人口の大幅な増加が見られ、2000年（平成12年）には、老年人口が年少人口を上回り、その差は年々広がっており、今後、少子化や高齢化がさらに進むことが予想される中、少子高齢化社会に対応した生産性の向上が必要となっている。（図1）

根室市の産業構造を就業者数で見ると、製造業が全体の18%と最も多く、次いで、漁業17%、卸売・小売業が14%となっており、概ねこの3業種で全体の約半数を占めている。（図2）

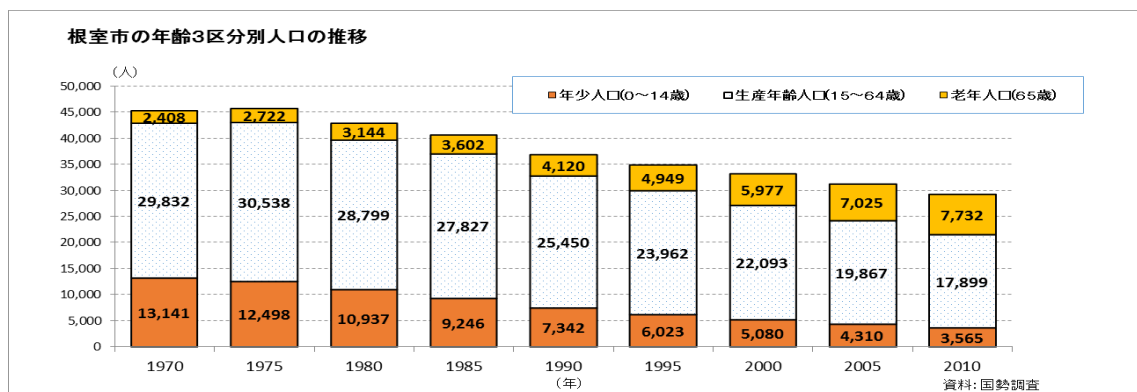
製造業については、就業者数の約84%を食料品製造業が占め、またその大半が水産食料品製造業となっており、漁業と併せ、当市の就業者の約3割は水産関係に従事しており、当市の基幹産業となっている。

また、経済センサス基礎調査（平成26年）によると、根室市内の企業の約98%が従業員50人以下となっており、根室市の経済は中小企業によって支えられていると言える。

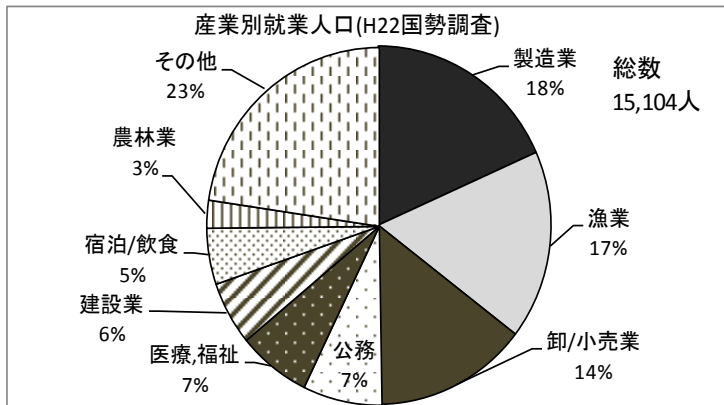
その一方で、中小企業は、製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。（図3）

このような中、根室市では、市内中小企業の労働生産性向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

<図1>



<図 2>

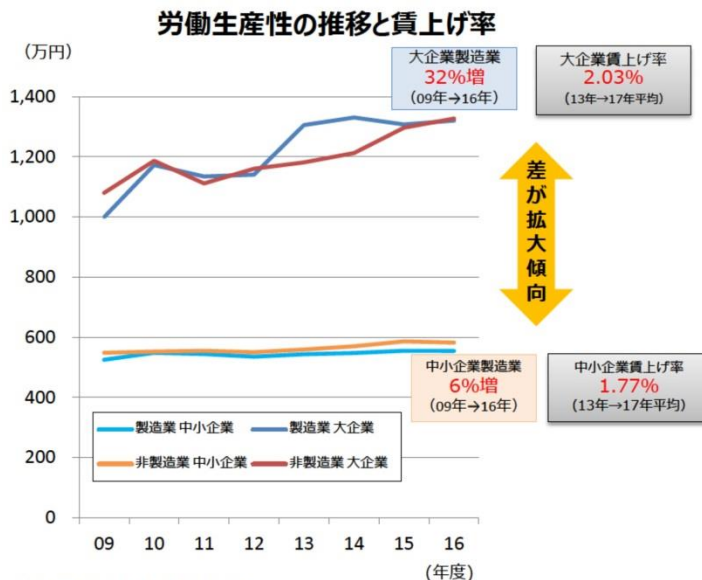


【産業別就業人口推移(国勢調査)】

	H2	H12	H22
漁業	4,247	3,275	2,578
製造業	3,090	3,109	2,770
卸小売業	3,677	3,377	2,166
全産業	19,008	17,848	15,104
3業種割合	57.94%	54.69%	49.75%

※卸小売業についてはH12まで飲食店含む。

<図 3>



(出典) 財務省「法人企業統計年報」  
 (注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。  
 また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に9件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

根室市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる地域は、根室市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

根室市内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT化導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定を対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。